

Ⅲ 心豊かなしまね

3. 人権の尊重と相互理解の推進

(単位：千円)

NO	分類	事業名	各 部 局 の 要 求		査 定		部局名
			事業費	概 要	事業費	査 定 内 容	
77		女性保護事業	75,327	<p>○日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む女性について、広く相談に応じる事業やDV（配偶者からの暴力）被害者等をはじめ保護が必要な女性を一時保護し、問題解決に向けての支援を実施</p> <p>①女性相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し広く女性相談を実施 ・県民への啓発のための講演会の開催や、適切な相談等を実施するために、各圏域での関係機関連絡会、事例検討会、研修会等を実施 <p>②DV被害者等保護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害等の理由で保護が必要な女性について一時保護所等において保護を実施 ・自立の意志を持つDV被害者等に対して自立するまでの中間施設となる住居（ステップハウス）を提供 <p>○DV被害者が一時保護所を退所する際に必要な生活資金や住宅資金を貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 30万円以内 ・貸付利率 無利息 ・据置期間 3月以内 ・償還期間 3年以内 ・償還方法 元金均等 ・保証人 不要（無担保） ・償還免除 死亡や償還能力の喪失の場合には全部又は一部を免除する場合あり 	75,327	○要求どおり	健康福祉部 [青少年家庭課]